

八千代文化施設フォルテ使用許可申請書

申請日 年 月 日

八千代文化施設フォルテ 様

〒731-0303 安芸高田市八千代町佐々井1391-1
 tel 0826-52-2323 fax 0826-52-2580
 E-mail: forte@city.akitakata.jp

申 請 者	団体名		
	住所	TEL	fax
	代表者名		
	担当者		

使用年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
使用施設	収容人員	使用時間	使用時間	使用時間	使用時間		
文化ホール (2階)	文化ホール	380名	時～時	時～時	時～時	時～時	
	冷暖房設備	—	時～時	時～時	時～時	時～時	
	部分使用 ホール	舞台	—	時～時	時～時	時～時	時～時
		客席フロア	—	時～時	時～時	時～時	時～時
		冷暖房設備	—	時～時	時～時	時～時	時～時
	その他	控室	—	時～時	時～時	時～時	時～時
ホワイエ		—	時～時	時～時	時～時	時～時	
(2階) 研修室	洋会議室	20名	時～時	時～時	時～時	時～時	
	和室	50名	時～時	時～時	時～時	時～時	
行事名称							
備品使用	備品	数量	備品	数量	備品	数量	
	机		スタック椅子		マイク		
	マイクスタンド		ホワイトボード		音響設備		
施設への持込備品類							
催し物の詳細		開場時間: 時 分 開演時間: 時 分 終演予定時間: 時 分					
使用人数		人	使用責任者	TEL	内線()		
使用区分		<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利 入場料徴収 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

減免区分	<input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 半額減免 その他()				
附属設備	<input type="checkbox"/> ホール舞台音響設備(1,500円/回)		<input type="checkbox"/> ホール舞台照明設備(1,500円/回)		
施設使用料①	円	冷暖房使用料②	円	附属設備使用料③	円
減免金額④	円	合計請求金額(①+②+③-④)			円

【備考】	施 設 管 理	
------	------------------	--

決 裁	館長	係 員

(新) 八千代文化施設フォルテ使用料金一覧表

(安芸高田市文化センター設置管理条例・設置管理規則、安芸高田市使用料減免規則による)

(1) ホール（部分使用可）

施設名		使用料	冷暖房費	合計	備考
ホール	ホール全体	2,992円	2,000円	4,992円	1時間につき
	ホール舞台	1,496円	1,000円	2,496円	
	ホールフロア（客席）	1,496円	1,000円	2,496円	
	ホワイエ	1,782円	1,000円	2,782円	
備考	ホールの使用料には、附属の控室、ホワイエの使用料を含むものとする				

(2) ホール附属設備等

施設名		使用料	備考
附属設備等使用料	ホール音響設備	1,500円	・日額1回につき ・当初設定のまま使用するには、使用料は無料
	ホール照明設備	1,500円	

(3) 洋会議室・和室・控室等

部屋名	使用料	備考
洋会議室・和室・控室	1,034円	1時間につき（冷暖房費込）
ホワイエ（ホール前ロビー）	1,782円	

備考

ホール以外の使用許可をホールと併せて受けようとする者は、ホール以外の使用許可申請書の受付期間にかかわらず、ホールの使用許可申請書を提出する時に併せて、ホール以外の使用許可申請書を提出することができる。

(4) その他使用料に関する設定事項

使用種別	使用料処置	備考
市内の営利団体・個人	上記表の額の 2倍の額 とする	営利：物品販売、商業宣伝その他これに類する目的に使用する場合。（企業が使用する場合は目的に関わらず営利と
市外の非営利団体	上記表の額の 3倍の額 とする	
市外の営利団体・個人	上記表の額の 5倍の額 とする	

※ 当該施設を前日の準備のために使用するときは、当該使用料の半額とする。

※ 市外・営利の適用は冷暖房費にも適用。

※ 次の場合、申請があれば使用料を減免する。（利用10日前までに使用料減免申請を行うこと）
（規約などの必要添付書類が必要。文化センターにお尋ねください）

■全額免除

- ・安芸高田市又は安芸高田市教育委員会が、主催又は共催の事業を実施するとき
- ・市内に所在する幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が保育活動や学校教育活動として使用する
とき
- ・市内に所在する青少年育成団体が青少年の教育や育成を目的として使用する
とき
- ・消防団活動等に使用する
とき
- ・市内に所在する地域振興組織が、まちづくり活動を目的として使用する
とき

■半額免除

- ・安芸高田市又は教育委員会から補助金又は交付金の交付を受けている団体が、生涯学習の推進、地域文化の振興又は社会福祉の増進を目的として使用する
とき

※ただし、懇親会等飲食を目的とする場合は通常料金とする